

令和8年度

佐賀起業支援金

オンライン説明会

2026年5月21日（木） 19:30～20:30

佐賀起業支援金事務局（株式会社ビープラス内）

本日の内容

01

制度概要

目的・補助率・補助限度額

03

採択される計画の3条件

審査基準から逆算した事業計画の考え方

05

応募手続き・審査方法

提出書類・審査の流れ

02

対象者・対象事業

起業の場合／事業承継・第二創業の場合

04

補助対象経費・スケジュール

経費区分・事業の流れ

06

採択後の流れ・よくある質問

交付決定～支払いまで／Q&A

制度概要

佐賀県地域活性化等起業支援事業費補助金「佐賀起業支援金」

目的

デジタル技術を活用して地域課題を解決する起業・事業承継・第二創業を行う者に対し、補助金の交付と事業立ち上げへの伴走支援を行うことで、地方創生を実現する。

補助率

1 / 2

補助対象経費の半額を補助

補助限度額

200万円

上限額

補助対象期間

交付決定日～

営業開始日または
令和9年1月29日
(いずれか早い方)

【1次募集期間】 令和8年4月28日（火）～ 6月15日（月） 12:00必着

「交付決定日」とは何か

採択通知が届いても、交付決定通知書が届くまで事業期間はスタートしません。



A 令和9年1月29日
補助事業の絶対完了期限

B 営業開始日
初めて売上が生じる日

いずれか早い方が終了日

重要 証跡の日付はすべて事業期間内であること

契約書の締結日 / 請求書の日付 / 納品日 / 支払日 — そのすべてが交付決定日以降・終了日以前である必要があります。

例外：人件費・店舗賃借料・設備賃借料は、交付決定日より前の契約でも、事業期間内に発生した費用分は対象になります。

対象者① 新たに起業する場合

次のア～オの要件をすべて満たす者

ア

令和8年4月1日以降～令和9年1月29日までに個人事業の開業届出または法人設立を行い、その代表者となる者（大企業・みなし大企業を除く）

イ

佐賀県内に居住している者、または令和9年1月29日までに佐賀県内に居住することを予定している者

ウ

個人事業の開業届出、または法人の登記を佐賀県内で行う者

エ

法令遵守上の問題を抱える者でないこと

オ

申請者または役員が、暴力団等の反社会的勢力との関係を有しないこと

対象者② 事業承継・第二創業の場合

次のア～オの要件をすべて満たす者

★ Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野で、デジタル技術を活用した事業承継・第二創業が対象

ア 令和8年4月1日以降～令和9年1月29日までに事業承継または第二創業により個人事業主または法人の代表者となる者（大企業・みなし大企業を除く）

イ 佐賀県内に居住している者、または令和9年1月29日までに佐賀県内に居住することを予定している者

ウ 事業承継・第二創業により新たに実施する事業を佐賀県内で行う者（登記が県外でも県内事業が確認できれば可）

エ 法令遵守上の問題を抱える者でないこと

オ 申請者または役員が、暴力団等の反社会的勢力との関係を有しないこと

対象事業の要件 ～社会的事業の3条件～

新たに起業する場合も、事業承継・第二創業の場合も共通

① 社会性・必要性

佐賀県の地域課題（地域活性化・子育て支援・買物弱者・地域交通・社会福祉等）の解決に資すること。サービス供給の不足が実態として存在していること。

② 事業性

提供するサービスの対価として得られる収益によって、自律的な事業継続が見込まれること。補助金に頼らず事業として成立するビジネスモデルであること。

③ デジタル技術の活用

起業者の生産性向上・機会損失の解消・顧客の利便性向上につながるデジタル技術を活用していること。

※3つすべての条件を事業計画書の中で説明できることが必要です。

3要件の示し方 ～事業計画書に書くべきこと～

審査員が「納得できる」根拠を定量的に示すことがポイントです

社会性・必要性の示し方

①

政府統計・センサス等の公的データを用いて、地域課題の「実態」を数字で示す。

例) 「国勢調査によれば〇〇市の65歳以上人口は△△%で、買物困難者は推計□□人」のように、支援の必要性を第三者が確認できるデータで裏付ける。

事業性の示し方

②

収益計画を【売上】と【経費】の両面から定量的に示す。

- ・売上：サービス単価×見込み顧客数（月・年）→売上見通し
- ・経費：イニシャルコスト（設備・システム導入等）+ランニングコスト（賃料・人件費・仕入原価・システム利用料等）

→ 補助終了後も黒字で継続できることを数字で証明する。

デジタル技術活用の示し方

③

事業そのものにデジタルが不可分で結びついていることが理想。
ただし「営業・運営の効率化」ツールでも要件を満たせる場合がある。

例) 顧客管理システム（CRM）、経理・請求補助ツール、予約管理アプリ等
→ どの業務の工数を削減するかなど、事業に及ぼす効果まで説明できると◎

採択される計画の3条件

～ 審査基準から逆算した事業計画の考え方～

01 地域課題を出発点にする

- × 「自分がやりたいビジネス」が先にあり、地域課題との接合を後付けで考えている
- ✓ 「佐賀のこの課題を解決したい」が先にあり、事業がそこから生まれている

02 補助金なしで成立する収益モデルを示す

- × 収益の根拠が曖昧で、補助金前提の計画になっている
- ✓ 誰が・いくらで・継続的に購入するかが明確で、補助後も自走できる

03 「起業」であることを明確にする

- × 既存事業とのシナジー目的が透けており、実態は本業の拡張・副業にとどまる
- ✓ 新たな法人設立、または既存事業と明確に区別された新事業として計画されている

補助対象経費

補助対象期間：交付決定日～令和9年1月29日（起業等が完了する日）までに生じた経費

区分	補助対象経費（主な例）
人件費	従業員（代表者・役員を除く）への給与・賃金
事業費	店舗等賃借料、設備費、原材料費、賃借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、マーケティング調査費、広報費等

経費が認められるための3条件

- ① 使用目的が本事業の遂行に専用で必要なものと明確に特定できること
- ② 交付決定日以降、起業等が完了する日までに生じた経費であること
- ③ 証拠書類（契約書・請求書・領収書等）によって金額・支払が確認できること

補助対象外の例（汎用性が高く、事業目的に特定できないもの）

パソコン・プリンター・複合機・タブレット・カメラ等

事業スケジュール（1次募集の場合）



採択後5年間：毎年4月末日までに「事業化状況報告書」を提出

- ・ 補助事業完了後の帳簿・証拠書類は5年間の保管が必要です。
- ・ 補助金は事後清算払いです。事業実施期間中の手元資金の確保にご注意ください。

応募手続き

書類の記入漏れ・不備は不採択の原因となります。締切後の訂正・差替えは一切不可です。

提出書類

- ① 交付申請書（別記様式第1号）
- ② 事業計画書（別紙1）※ 全てを様式内に記入
- ③ 住民票（申請日から3ヶ月以内に発行されたもの）
- ④ 起業関係添付書類（開業済の方：開業届の写しまたは履歴事項全部証明書等）
- ⑤ 申請者の身分証明書の写し（マイナンバーカード・運転免許証等）

提出方法・締切

WEBフォーム

sagashienkin.com 内の応募フォームから提出

郵 送

簡易書留等（封筒表面に「起業支援金」と朱書き）

直接持参

事務局（佐賀市城内1丁目6番10号）へ持参

**締切：令和8年6月15日（月）
12:00必着**

⚠ 書類の記入漏れ・添付書類の不備等は不採択の原因となります。締切後の訂正・差替えは一切不可です。

審査方法

1次審査（書類審査）

事業計画書等の提出書類をもとに審査
実施時期：6月下旬～

一次審査通過者には二次審査の
日程等を別途通知します



2次審査（プレゼンテーション審査）

申請者本人によるプレゼン
（質疑応答含む、約20分）
実施時期：令和8年7月上旬頃

会場等の詳細は1次審査通過者全員に通知

審査の主な着眼点

- ① 社会性・必要性（地域課題の解決に資するか）
- ② 事業性（収益による自律的継続が見込めるか）
- ③ デジタル技術の活用
- ④ 実現性・計画性
- ⑤ 事業遂行能力

※ 他都道府県からの移住を伴う者は審査において加点あり

採択後の流れ

補助金は事後清算払いです。事業完了後に実績報告→確定検査→支払いとなります。

STEP 01 採択通知

事務局よりメールで通知
採択事業はHPで公表される場合があります

STEP 02 交付決定

申請内容を精査の上、RYO-FU BASE
が正式決定
(例年8月以降。減額の可能性あり)

STEP 03 事業実施

交付決定日～令和9年1月29日の間に
事業を実施。経費の証拠書類を整理
・保管

STEP 04 実績報告

完了日から30日以内、または令和9年
2月8日の
いずれか早い日までに提出

STEP 05 確定検査

RYO-FU BASE が実績報告書・
帳簿・領収書等を確認

STEP 06 支払い

令和9年3月末までに補助金を交付
(清算払い)

※ 採択後5年間の事業化状況報告義務（毎年4月末）、帳簿等の5年間保管が必要です。

交付決定までに時間がかかる理由と準備のポイント

採択＝交付決定ではありません。採択後も手続きに時間を要します。事前の準備が鍵です。

01	理由① 事業計画の見直し 採択後、交付対象として認められる経費に絞り込む際に計画の見直しが生じ、時間がかかるケース。	準備のポイント 対策：応募時点から「補助対象経費として認められるか」を意識して計画を具体化しておく。 採択後に大幅修正が必要な計画は時間ロスが大きい。
02	理由② 相見積もりの取得 10万円以上の品目はすべて相見積もり（複数業者からの見積）が必須。 業者探しと見積入手に時間がかかるケース。原則として佐賀県内業者。	準備のポイント 対策：採択前から主要な発注先候補を複数リストアップしておく。 採択通知が届いたらすぐ見積依頼を出せる状態にしておく と大幅に短縮できる。
03	理由③ 品目数の多さによる事務負担 補助対象品目の数が多いほど確認・調整作業が増え時間がかかる。 逆に「内装工事400万円」など大きな単一案件は業者も慣れており比較的スムーズ。	準備のポイント 対策：品目は可能な限り整理・集約する。細かい品目を積み上げるより 大きめの単位でまとめた計画の方が審査後の手続きがスムーズになりやすい。

採択から交付決定まで、事務局・RYO-FU BASEと密に連絡を取りながら進めることが重要です。

よくある質問（Q&A）

2025年度問合せ実績および募集要領をもとに作成

Q. 日本政策金融公庫の融資と起業支援金は併用できますか？

A. 可能です。事業計画書「資金計画」の借入先欄に日本政策金融公庫とご記入ください。

Q. 交付決定前にすでに支払った改修費等は補助対象になりますか？

A. 原則対象外です。交付決定日（例年8月以降）以降の経費のみが対象です。契約・着工・支払いすべてが対象期間内である必要があります。

Q. 代表者自身の報酬・役員報酬は補助対象ですか？

A. 対象外です。補助対象は従業員（代表者・役員を除く）への給与・賃金のみです。

Q. パソコンや複合機の購入費は補助対象になりますか？

A. 対象外です。汎用性が高く事業目的への特定が困難なものは除外されています。

Q. 「開業日」とは税務署への開業届の提出日ですか？

A. 開業届の日付ではなく、実際の「営業開始日」を指します。開業届を先に提出していても問題ありません。

その他のご質問は事務局にお気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先

「佐賀起業支援金」事務局（株式会社ビープラスト内）

住所：〒840-0041 佐賀県佐賀市城内1丁目6番10号
TEL：0952-25-9083 受付：9:30～17:30（土日祝除く）
URL：<https://sagashienkin.com/>

制度全般について：公益財団法人佐賀県産業振興機構

さが産業ミライ創造ベース（RYO-FU BASE）
住所：〒840-0826 佐賀県佐賀市白山2丁目1番12号 佐賀商エビル4階
TEL：0952-25-8822 E-mail：info@ryofubase.jp

ご参加ありがとうございました